

加西市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 45 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、加西市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）の利用者の家賃負担の一部を助成することにより、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成の対象者は、加西市の共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに現に入居している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 4 号に該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、一月を単位として決定するものとし、対象者が支払う一月の家賃相当額から 10,000 円を控除した額の 2 分の 1 の額とする。ただし、上限を 15,000 円とする。

2 月途中の入退居等により一月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際に支払った額の 2 分の 1 の額を助成する。

3 前 2 項の額に 1 円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

4 第 1 項及び第 2 項の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費等その他の費用は含まない。

(助成の対象期間)

第 4 条 助成の対象となる期間は、対象者が次条に定める申請を行った日の属する月からグループホームを退居した日の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに入居した日から起算して 30 日以内に申請を行ったときは、入居した日の属する月からとする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グループホーム家賃助成申請書に、当該申請に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、第 2 条に規定する助成の対象者であるか審査のうえ、助成の可否について決定し、グループホーム家賃助成承認・不承認決定通知書により、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

(助成金の請求)

第 7 条 前条により助成の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書に家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用者が家賃相当額を支払った月の翌月 10 日までに請求がなされた分について翌々月末日までに支払うものとする。

(助成金の代理受領)

第8条 グループホームを運営する法人(以下「事業者」という。)は、利用者からの委任を得ることにより、利用者に代わって助成金を代理受領することができる。

2 前項において委任を受けた事業者は、助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の請求にかかる支払いについて準用する。

4 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し助成金の支給があったものとみなす。

5 事業者は、代理受領により市長から助成金の支給を受けたときは、利用者に対し、助成金の額を通知しなければならない。

(変更の届出)

第9条 利用者は、申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成申請内容変更届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項による届出において、第6条により決定した助成額に変更があったときは、グループホーム家賃助成額変更決定通知書により対象者に通知する。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第11条 市長は、助成金の支給について調査が必要であるときは、利用者(過去に助成の決定を受けていた者を含む。)、利用者の家族及び事業者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、検査することができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消すとともに、グループホーム家賃助成決定取消通知書により利用者へ通知し、既に支給した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成の決定事由が消滅したとき。

(様式)

第13条 申請書その他書類の様式は、別に定めるところによる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(助成対象期間の例外)

2 第3条の規定にかかわらず、利用者が支払った家賃相当額のうち、平成19年3月31日までの入居にかかるものは助成の対象としない。

附 則 (平成20年3月6日訓令第10号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日訓令第 18 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 7 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日訓令第 53 号）

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 1 日訓令第 68 号）

この訓令は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。